

市民後見人養成講座

1 期間

2019年6月22日～10月8日

講義 12回・現場実習 3日間

2 会場

柏崎市総合福祉センター

3 定員

20名

4 参集者

- ・柏崎市、刈羽地区にお住まいの方
(2019年5月現在)
- ・活動に熱意と理解があり、受講後市民後見人として活動が可能の方
- ・原則として全日程の受講が可能な方
- ・専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士)以外の方
- ・民法第847条に定める後見人の欠格事由に該当しない方

5 参加費

2,000円

6 申し込み・問い合わせ

所定の申込書類がございます。下記までお問い合わせください。

<受付期間>

2019年5月1日～5月31日

～市民後見人ってなんだろう?～

様々な理由から

- ・不動産や預貯金などの財産を管理
 - ・介護などのサービスや施設への入所に関する契約
 - ・遺産分割の協議
- をご自身で行うことが難しい方がいらっしゃいます。

このような方々は、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

そこで、判断能力の不十分の方を保護し支援するのが 成年後見制度 です。

本人の意思を尊重し、本人の希望にそった支援が受けられる、本人の代弁者として活動するのが成年後見人の役目です。

一般市民が高齢者や障害者の方々のために活動する 市民後見人 と呼ばれる人々が存在し、全国的に動きが広まってきています。

6月22日(土)	9:00～16:00	* オリエンテーション * 成年後見制度とは * 市民後見人の実際の活動 * 柏崎市社協の取り組み
6月25日(火)	19:00～21:00	* 高齢者・認知症の理解
7月4日(木)	19:00～21:00	* 介護保険法・高齢者虐待防止法
7月9日(水)	19:00～21:00	* 生活保護法
7月20日(土)	9:00～15:00	* 申し立て書類の作成・報酬付与申し立ての作成 * 家族法・財産法
7月30日(火)	19:00～21:00	* 障害者の理解
8月8日(木)	19:00～21:00	* 障害者施策・障害者虐待防止法
8月24日(土)	9:00～15:00	* 事例検討 * 家庭裁判所の役割
8月27日(火)	19:00～21:00	* 健康保険制度 * 年金制度
9月3日(火)	19:00～21:00	* 税務申告制度 * 消費者被害
9月7日(土)	9:00～15:30	* 障害理解と対人援助技術 * 市民後見人の実践報告 * 現場実習について
10月8日(火)	9:00～11:00	* 修了式 * 市民後見人定例会参加

ぜひこの機会に学んでみませんか?みなさまのご参加お待ちしております!

柏崎市社会福祉協議会生活支援係 TEL:0257(22)1411